

規 則

「千曲市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第15号

千曲市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市商工業振興条例施行規則（平成15年千曲市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第7条中「助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに」を「次の各号のいずれかに該当するときは、事前に」に、「その承認」を「承認」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき。
- (2) 事業を継承するとき。
- (3) 助成事業を中止するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

別表中

「

<p>中小企業者や中小企業団体等が、社内の労働環境整備のために設置する休憩所、託児スペース、性別に配慮した施設、バリアフリー設備等で投下固定資産総額200万円以上のもの。ただし、単に事業の用に供するものを除く。</p>	<p>投下固定資産総額に100分の20を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。（職場いきいきアドバンスカンパニーについては、補助額及び補助限度額を10%引き上げるものとする。）</p>
<p>特定地域内に工場等を新設するための用地取得又は賃借した事業で3年以内に操業を開始したもの。なお、市内からの雇用創出に努めること。</p>	<p>用地取得額に100分の30を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度として3年間の分割交付とする。ただし、賃借の場合は1年分の支払額に4分の1を乗じて得た額以内とし、各年度500万円を限度に3年間交付する。</p>
<p>特定地域内に工場等を増設するための用地取得又は賃借した事業で3年以内に操業を開始したもの</p>	<p>用地取得額に100分の30を乗じて得た額以内とし、6,000万円を限度として3年間の分割交付とする。ただし、賃借の場合は1年分の支払額に4分の1を乗じて得</p>

	た額以内とし、各年度300万円を限度に3年間交付する。
特定地域内に工場等を新設又は増設する事業で、当該施設の投下固定資産総額が2,000万円以上のもの。ただし、研究機関等の場合は当該施設の投下固定資産総額が1,000万円以上のものとする。	当該施設の固定資産税相当額（千曲市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年千曲市条例第29号）の規定に基づき、固定資産税の不均一課税を受けた場合にあつては、当該不均一課税相当額。以下同じ。）を年額として3年間交付する。

」を

「

中小企業者や中小企業団体等が、社内の労働環境整備のために設置する休憩所、託児スペース、性別に配慮した施設、バリアフリー設備等で投下固定資産総額100万円以上のもの。ただし、単に事業の用に供するものを除く。	投下固定資産総額に100分の20を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。（職場いきいきアドバンスカンパニーについては、補助額及び補助限度額を10%引き上げるものとする。）
特定地域内に工場等を新設するための用地取得又は賃借した事業で3年以内に操業を開始したもの。なお、市内からの雇用創出に努めること。	用地取得額に100分の30を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度として5年間の分割交付とする。ただし、賃借の場合は1年分の支払額に4分の1を乗じて得た額以内とし、各年度500万円を限度に3年間交付する。
特定地域内に工場等を増設するための用地取得又は賃借した事業で3年以内に操業を開始したもの	用地取得額に100分の30を乗じて得た額以内とし、6,000万円を限度として5年間の分割交付とする。ただし、賃借の場合は1年分の支払額に4分の1を乗じて得

	た額以内とし、各年度300万円を限度に3年間交付する。
特定地域内に工場等を新設又は増設する事業で、当該施設の投下固定資産総額が2,000万円以上のもの。ただし、研究機関等の場合は当該施設の投下固定資産総額が1,000万円以上のものとする。	当該施設の固定資産税相当額（千曲市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年千曲市条例第29号）の規定に基づき、固定資産税の不均一課税を受けた場合にあつては、当該不均一課税相当額。以下同じ。）を、各年度2,000万円を限度に3年間交付する。

」に、

「

中小企業者や中小企業団体等が、労働生産性向上のため行う設備投資に要した経費で、次の各号に掲げる要件を満たすもの (1) 市の先端設備等導入計画の認定を受けた「固定資産税の課税標準の特例」の対象となる設備で、取得価格が160万円以上のもの (2) 長野県SDGs推進企業	当該事業に要する経費に4分の1を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。
--	---

」を

「

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定された中小企業者が、労働生産性向上のため行う設備投資に要した経費で、次の各号に掲げる要件を満たすもの (1) 市の先端設備等導入計画の認定	当該事業に要する経費に4分の1を乗じて得た額以内とし、200万円を限度とする。
---	---

を受けた「固定資産税の課税標準の特例」の対象となる設備で、取得価格が30万円以上のもの

(2) 長野県SDGs推進企業

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千曲市商工業振興条例施行規則の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。